

## 健康保険「被扶養者」の範囲と要件



健康保険制度では、事業所で健康保険に加入している方を「被保険者」と呼び、被保険者により生計を維持されている一定の親族を「被扶養者」と呼びます。

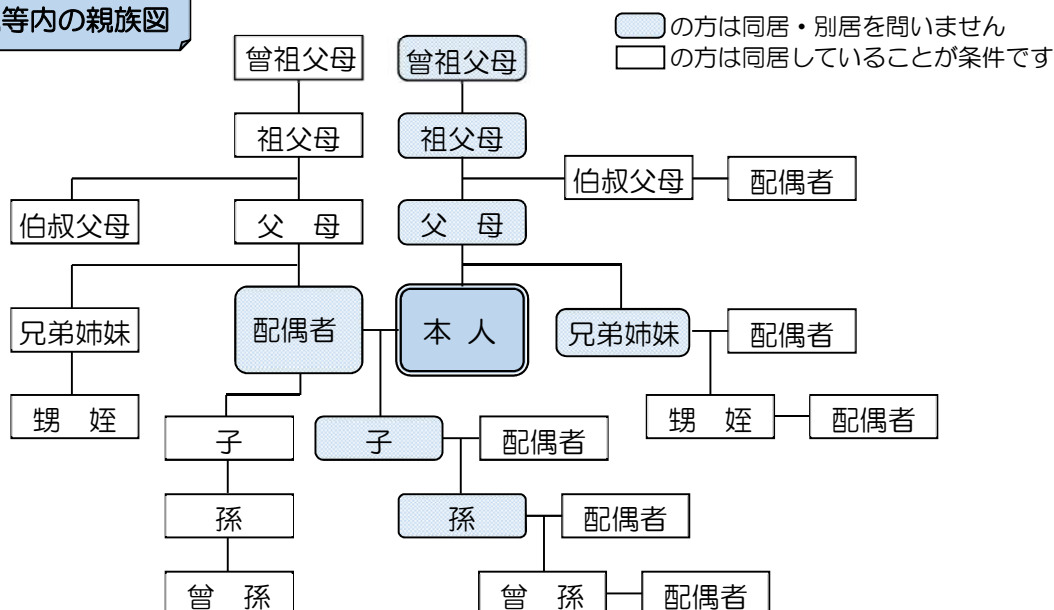
今号では、健康保険の「被扶養者」となる方について、その範囲と要件等をお知らせします。

### ○ 「被扶養者」の範囲と要件

健康保険制度上の被扶養者となる方（以下、「認定対象者」と言います。）の範囲と要件は以下のとおりです。

扶養の前提	認定対象者の範囲	同居要件	収入要件
主として被保険者により生計を維持されている	① 配偶者（内縁を含む） ② 子、孫および兄弟姉妹 ③ 父母、祖父母等の直系尊属	同居・別居を問わない	次ページ参照
	④ 配偶者の父母 ⑤ 内縁関係配偶者の父母および子 ⑥ その他三親等内の親族【※下図参照】	同居に限る	

※三親等内の親族図



## ○ 扶養認定の収入要件

認定対象者に収入がある場合、以下の要件に該当していることが必要です。

世帯の状況	収入要件
同居の場合	年間収入が <b>130万円未満</b> <sup>※1</sup> で、かつ被保険者の年収の <b>2分の1未満</b> <sup>※2</sup>
別居の場合	年間収入が <b>130万円未満</b> <sup>※1</sup> で、かつ被保険者からの <b>仕送り額より少額</b>

※1：認定対象者が60歳以上の場合、又は、障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は「180万円未満」。

※2：認定対象者の年収が被保険者の年収の2分の1以上であっても、年間収入が130万円未満<sup>※1</sup>であって、かつ被保険者の年収を上回らない場合は、扶養認定される場合があります。

### ≪「年間収入」の考え方≫

健康保険の扶養認定における「年間収入」とは、1月～12月までの収入額のことではなく、**扶養されることになった時点の収入を年額に換算したもの**を言います。

認定対象者の年齢	収入要件
60歳未満	年間収入 130万円未満： 月額で 108,333円以下（給与・年金等） 日額で 3,611円以下（失業手当等）
60歳以上	年間収入 180万円未満： 月額で 149,999円以下（給与・年金等） 日額で 4,999円以下（失業手当等）



### ≪夫婦が共同で扶養する場合≫

夫婦が共同で親族を扶養する場合は、原則として、**年間収入の多い方**の被扶養者となります。  
夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、主として生計を維持する方の被扶養者となります。

## ○ 手続きに必要な添付書類

扶養の認定を受ける際に、続柄や収入等を確認できる書類の添付を求められることがあります。添付書類は、加入している健康保険機関、被扶養者の続柄、年齢、扶養することとなった理由等によって異なります。（個人番号（マイナンバー）を記載することにより、添付書類が省略できる場合があります。）

確認事項	添付書類の例
・続柄の確認	……… 住民票（被保険者が世帯主の場合）、戸籍謄本、戸籍抄本
・収入の確認	……… 非課税証明書、給与明細書、年金の振込通知書
・退職の確認	……… 離職票、退職証明書
・同居の確認	……… 住民票
・仕送り額の確認	……… 預金通帳の写し、金融機関の利用明細

